⑺　複数の固定資産に係る減損の一体判定

③、⑥、⑧の建物と建物附属設備については、それぞれの施設の目的に従って管理していることから、減損の判定に当たっては一体として行っております。

⑻　回収可能サービス価額

当該資産②については、売買契約が成立したため、実際の売却価額を正味売却価額としています。

当該資産②以外については、売却見込みがないため、使用価値相当額により測定しております。使用価値相当額は、使用しないという決定を行っているため、備忘価額としております。

（リース取引）

オペレーティング・リース取引

| | |
|---|---|
| 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料 | 25,976,040円 |
| 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料 | 28,686,739円 |

（不要財産に係る国庫納付関係）

⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

（単位：円）

| | 種　類 | 場　所 | 帳簿価額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| ①－１ | 土地 | 岩手県盛岡市 | 170,000,000 | |
| ①－２ | 建物 | 〃 | 3 | |
| ②－１ | 土地 | 東京都杉並区 | 142,000,000 | |
| ②－２ | 建物 | 〃 | 1 | |

⑵　不要財産になった理由

| | |
|---|---|
| ①－１ | 事業の縮小に伴い使用予定のない施設となったため。 |
| ①－２ | 〃 |
| ②－１ | 〃 |
| ②－２ | 〃 |

⑶　国庫納付等の方法

| | |
|---|---|
| ① | 独立行政法人通則法第46条の２第１項の規定に基づく現物納付 |
| ② | 〃 |

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

該当は、ありません。

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用は、ありません。

⑹　国庫納付等の額

現物納付のため該当は、ありません。

⑺　国庫納付等が行われた年月日

①は平成24年３月16日に、②は平成24年３月28日にそれぞれ国庫納付しております。

⑻　減資額

（単位：円）

| | 減　資　額 |
|---|---|
| ①－１ | 170,000,000 |
| ①－２ | 3 |
| ②－１ | 142,000,000 |
| ②－２ | 1 |

（重要な債務負担行為）

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、以下のとおりとなっております。

（単位：円）

| 区　分 | 工　事　名 | 金　額 |
|---|---|---|
| 特定地域整備等勘定<br>特定中山間保全整備事業 | 農林道工事 | 2,030,455,000 |
| 農用地総合整備事業 | 橋梁工事等 | 506,675,000 |
| 計 | | 2,537,130,000 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（追加情報）

行政サービス実施コストに準ずる費用関係

独立行政法人会計基準第24の項目には該当しないが、行政サービス実施コストに準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　39,419,350円

１．固定資産の取得、処分、減価償却費（「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

１）法人単位

（単位：円）

| 資産の種類 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 減損損失累計額 | 差引当期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 当期償却額 | | | |
| | 建　物 | 956,913,504 | 73,170,539 | 5,280,719 | 1,024,803,324 | 342,534,892 | 59,383,781 | — | 682,268,432 | |
| | 構　築　物 | 274,240,457 | 107,766,696 | 52,452,688 | 329,554,465 | 92,259,959 | 19,446,612 | — | 237,294,506 | |